

わんにゃん通信

担当：境

気温も下がってきて過ごしやすくなりましたね(*^_^*)

山も紅葉し景色が美しい季節となりました！私はこの時期になると焼き芋を食べたくなります。美味しいものがいっぱいあって困ります(^^;)

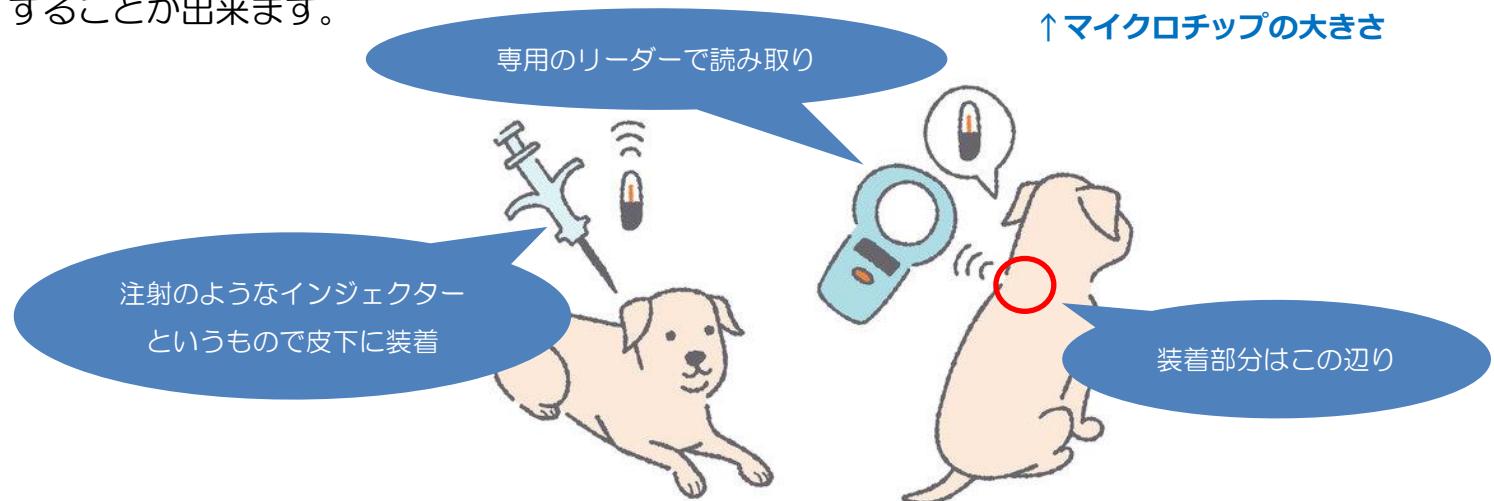
今回は、今年6月の改正法で施工され義務化になったマイクロチップについてです。

マイクロチップについて

直径1mm～2mm、長さ10mm前後ほどの大きさのICチップのこと、その中には世界に一つだけの15桁の識別番号が入っています。その識別番号を専用のリーダーで読み取ることで、サーバーに保存された登録情報(飼い主さんの情報など)と照合することでわんちゃん猫ちゃんの身元を明らかにすることが出来ます。



↑マイクロチップの大きさ



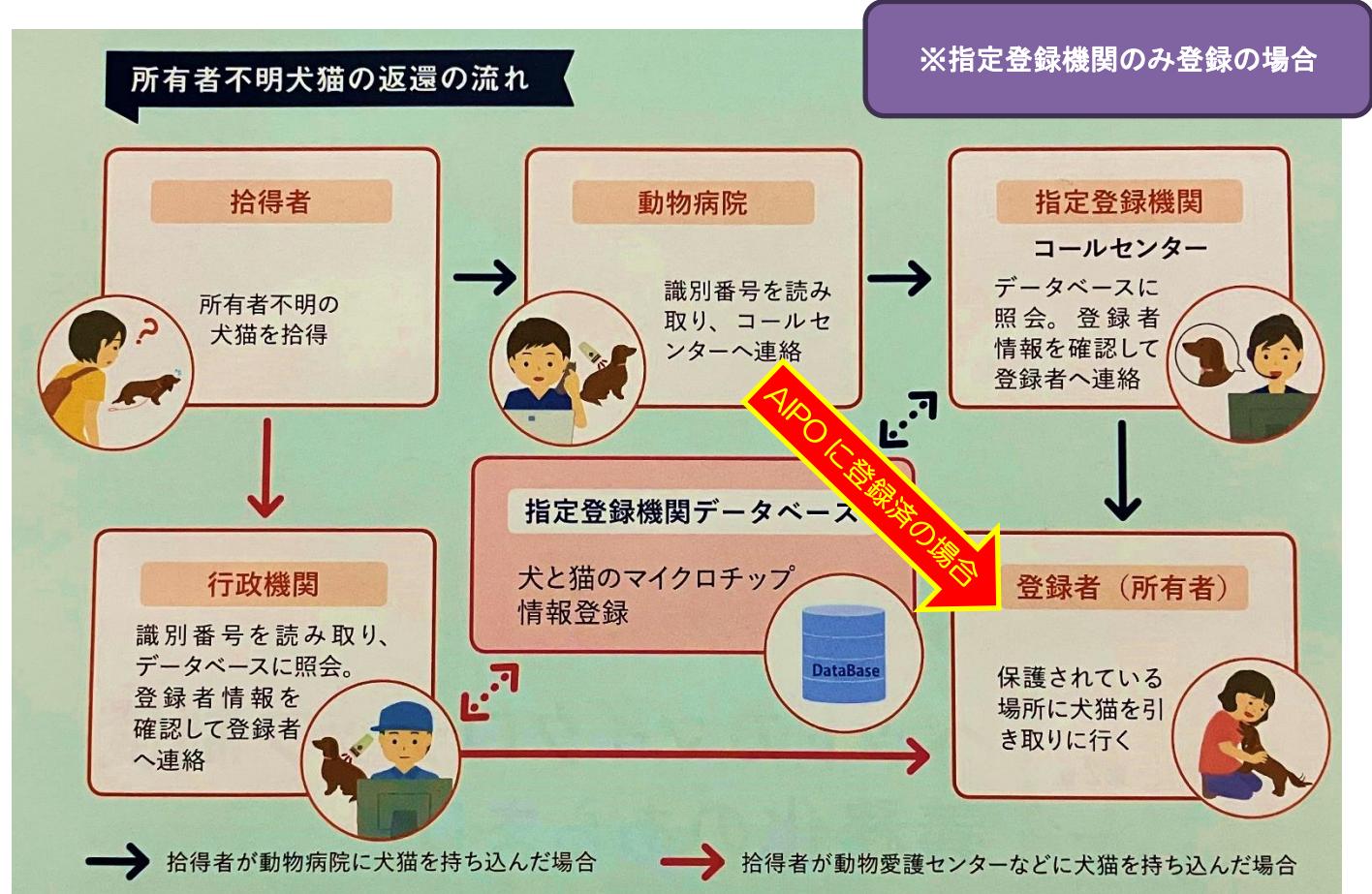
マイクロチップを装着してもこの登録をされていないと何の情報もないただの15桁の数字になってしまいます。

データベースへの登録

マイクロチップを装着したら必ずデータベースへの登録をしなければなりません。その登録先には、法で定められた指定登録機関(環境省)と飼い主さんが任意で登録できる民間登録団体(AIPO)とあり、それぞれ登録には料金が発生します。AIPOへの任意登録には、法廷登録とは異なる役割やメリットもあります。その違いについては裏のページの表の通りです。

	指定登録機関(環境省)	民間登録団体(AIPO)
データベース名	「犬と猫のマイクロチップ情報登録」	「動物 ID 情報データベースシステム」
アクセス情報	自治体、警察	自治体、獣医師
登録手数料	オンライン申請 300 円 用紙による申請 1000 円 ※所有者の変更登録の際に、都度徴収 住所変更の時は無料	1050 円 ※初回登録および所有者変更時 住所変更の時は無料

上の表で分かるように、指定登録機関のアクセス権限は行政機関に限られています。例えば夜間、交通事故で身元不明のわんちゃん猫ちゃんが動物病院に運び込まれたとします。もしAIPOに登録をしていれば獣医師にも身元の確認が出来るので、いち早く飼い主さんへの連絡が可能になるかもしれませんといったメリットがあります。



最後に・・・

今回マイクロチップ装着の義務化になったのは、今年の6月以降にペットショップやブリーダーなどの販売業者から犬猫を購入した場合で、それ以前から飼っているまたは動物保護団体から迎えた場合は努力義務となっています。ただし、保護団体から迎えていてもマイクロチップ装着済みの場合は所有者の変更登録を必ずしなければなりません。所有者が変わって30日以内にと期間が定められているので忘れずに行いましょう。

恵子先生のコラム

今までワンちゃんは狂犬病の登録後鑑札を首輪につけておくと迷子札代わりになりますよ～とお伝えしていました。しかしこれからは、ワンちゃんもネコちゃんもマイクロチップを付けておけば、迷子や事故にあっても身元がすぐ照会できるので、早く普及するといいですね！でも一番はお外に行くときはリードを付けて、目を離さないことですぐ…